



【事業概要】

1. 当該事業の建築可能範囲における水回り施設等の建築（設計諸条件については募集要領等を参照）
2. 新設水回り施設等に干渉する植栽の撤去
3. 第2バーベキュー場、トイレ及びシャワー室、炊事場の撤去

【注意事項】

- ・新設の水回り施設等の建築位置は、できる限り北西側に寄せることとし、既設の中央進入路幅を確保すること
- 【豊田市が手配すること】
- ・既設の備品・物品の撤去

縮尺 1 : 500

00012345678

